

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から平成5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から平成5年3月まで

私は昭和56年1月頃、腰を痛めて会社を退職した後、健康保険のことで市役所へ相談に行った。その際、担当者が「会社を退職して収入が無いのであれば、当分の間、年金の方は免除にしておきます。」と言ってくれたので、申立期間の国民年金保険料は免除になっているものだと思っていた。

しかしながら、平成21年頃、年金加入記録回答票が送付されてきたことを契機に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間が免除記録になっていないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料の免除手続を行うには、その前提として厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う必要があるところ、申立期間当時、申立人は国民年金への切替手続を行った記憶が無いとしている。

また、申請により国民年金保険料の免除手続を行うには、毎年度、必要事項を記入した申請書類を作成し、提出する必要があるが、申立人はその記憶が無いとしている上、免除申請が認められた場合に交付される国民年金保険料免除申請承認通知書についても、受け取ったことは無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 香川厚生年金 事案 986 (事案 272 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 5 日から 58 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社(現在は、B社)C支店において、電子ミシン等の訪問販売を行う営業担当者として勤務し、厚生年金保険被保険者として、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、加入記録が無い。

今回、新たな資料として、申立期間当時の雇用保険被保険者証を提出するが、同被保険者証は昭和 56 年 2 月 5 日付けで交付されていることから、少なくとも同日からは厚生年金保険にも加入しているはずなので、再度確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された写真、同僚の供述及び申立期間当時の勤務内容についての申立人の供述から、期間を特定することはできないものの、申立人がA社において勤務していたことは認められるが、i) B社人事部では、「当社が保管している厚生年金保険加入者のリストには申立人の氏名は無く、営業担当者(販売員)の中には厚生年金保険には加入していない者もいた。」と供述しており、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたと供述している同僚のうち、申立人と同様に営業担当者(販売員)であったと思われる同僚2人には、A社での厚生年金保険の加入記録が無いことから判断すると、同社では、営業担当者(販売員)については、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること、ii) B社人事部及びB健康保険組合では、「申立人は弊社の健康保険組合には未加入である。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 3 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないと

する通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、昭和 56 年 2 月 5 日交付の雇用保険被保険者証を提出し、少なくとも同日からは厚生年金保険にも加入しているはずであると主張しているところ、同被保険者証により、申立人が 55 年 9 月 16 日から 57 年 9 月 29 日までの期間、A 社 D 事業所に勤務していたことが確認できるものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、当該資料からは、確認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。